

# 保健室の利用

保健室は体調が悪いときや学校管理下でケガをしたとき、こころの不安や悩みのあるとき、健康や自分の身体について知りたいときなどに利用できます。

## ◎利用についての留意事項

- (1) 保健室を利用する場合は、来室記録に必要事項を記入してください。
- (2) 緊急時以外は休み時間に来室してください。授業時間中に利用する場合は授業担当教員に連絡すること。
- (3) 保健室では、原則として1時間以上の休養、内服薬の投与、治療行為等を行えません。

## 日本スポーツ振興センターによる災害共済給付について

- (1) 学校管理下におこった事故災害について医療機関で受診した場合、申請することができる。
- (2) 日本スポーツ振興センター法に基づき、かかった費用の4/10が支給される(ただし高額費用については上限がある)。
- (3) 現金1500円以上を窓口で支払った時にはできるだけ早くホームルーム担任、部活動顧問等に申し出て、必要書類を受け取る。
- (4) 給付金は、本人が必要書類のすべてを学校に提出してから約3~4ヶ月後に本人が指定した口座に振り込まれる。
- (5) 給付金を受ける権利は給付事由が生じた日から2年間請求を行わない場合は消滅します。申請手続き、必要書類は速やかに提出すること。